

# 事務局だよ

(公社)羽曳野市シルバー人材センター  
〒583-0871  
羽曳野市野々上4丁目5番12号  
TEL 936-11500  
FAX 936-11511

富田林税務署よりお願い

## 確定申告はスマホで完結!!

インフルエンザが流行しているなか感染症対策として「自宅等からスマホで国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』を利用した確定申告。」「※」をお勧めします。「スマホ専用画面の対象が拡大・スマホカメラで源泉徴収票を読み取ることができるようになるなど一層簡単で便利になります。スマホ、パソコンを利用した確定申告には「マイナンバーカード」又は「ID、パスワード」が必要です。(スマホはマイナンバーカード読取対応のものが必須です)「ID、パスワード」はこの税務署でも発行できますので、希望される方は、本人確認書類(運転免許証)をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。土日祝を除く。申告書の作成はこちら↓国税庁確定申告書等作成コーナー <https://www.keisan.nta.go.jp/>

### ◆申告書作成会場

申告書作成会場 ずばるホールでの感染症対策としてマスクの着用や消毒のほか、入場制限に伴い、早めに相談受付を終了する場合があります。この機会に是非「スマホ申告」をご検討ください。

お問い合わせ先

富田林税務署 個人課税第一部門

電話番号 0721 24 3281

\*音声案内に従ってはじめに「2」を選択してください。

富田林税務署より当センター会員様全員に向けて是非お知らせしていただき。とのことなので掲載させていただきます。

会員様においてはスマホをお持ちの方がほとんどですがまだ使い方がわかりにくい方もおられると思います。これを機に一度スマホで確定申告にチャレンジしてみてくださいでしょうか？

インボイス制度に関するQ&A  
Q 会員様は免税事業者なのになぜ消費税を納税しなくてはいけないの？  
A 会員様個人は免税事業者でもシルバーは会員様全員分の仕事を発注者と請負契約をしているため課税事業者になり納税をしなくてはなりません。

Q 配分金は賃金ではないの？  
A 配分金を賃金と思えば消費税はかかりません。配分金は個人事業主になりませんが配分金は請負金になり内税で消費税が含まれています。派遣で働かれている会員様は賃金になりますので消費税はかかりません。 ※毎月就業情報に「配分金は消費税込みです。」と記載

Q シルバーが納税するの？  
A シルバーは会員様に消費税を支払っても支払った扱いにはならず、同額を国に支払うことになり。何故かという会員様がインボイスを発行することが出来ないからです。会員様の「ご理解」「協力のもと消費税相当額を会員様から控除し納税します。

Q いつから控除されるの？  
A 令和5年11月にお支払した10月分の配分金から控除させていただきます。

Q いきなり10%控除されるの？  
A いいえ令和5年から令和8年までは8割減免されますので約2%控除させていただきます。令和9年から令和11年までは5割減免になりますので約5%控除となります。

### 12月の主な予定

- 4日月曜 女性のつどい 市民会館
  - 7日月曜 未就業相談
  - 12日火曜 入会説明会 市役所
  - 13日水曜 介護職員初任者研修講座閉校式
  - 14日木曜 中部職員会議 河内長野SC
  - 15日金曜 職業紹介責任者講習
  - 21日木曜 未就業相談
  - 22日金曜 入会説明会 野々上
  - 25日月曜 配分金支払日
  - 28日木曜 仕事納め
- 1月の主な予定
- 4日木曜 仕事始め

★安全委員会よりお知らせ  
火事に注意 換気をしよう  
寒い日が続くようになりました。ガスファンヒーターよりも昔ながらの石油ストーブが使われている会員様も多いのではないですか？ けいぱなしでつい寝てしまいがたくなります。一酸化炭素中毒にならないよう、気を付けてください。また火事にも十分気を付けて下さい。火元の確認忘れずに健康診断 特定検診 結果の写しを提出 協力お願いします。

### ★派遣で就業をしている会員様

○有給休暇の取得方法について○

シルバーでは月の就業時間は80時間以内と決められていますのでシフト表は80時間を超えないように作成していただいています。有給休暇の取得はシフト表の出勤日に取得することになりますので有給休暇を取得して80時間を超える事はありません。しかし有給休暇をシフト以外で取得しようとして80時間を超える方がおられますのでご注意ください。また毎月シフト表の提出も必要です。お忘れなく、有給休暇の取得方法について詳しくは担当者までお尋ねください。